

第4章 施策の展開

地域福祉計画	《基本理念》 支え合う心を大切に自分らしく暮らせるみんなのまち	重点施策	基本方針	基本施策
		ABC 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化 わかりやすい情報提供の充実 包括的な相談支援体制の充実	I 地域福祉の コミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進
				2 地域活動の促進
				3 地域で活躍する人材の育成
				4 地域の居場所づくり、 拠点の活用
			II 身近な地域に広がる ネットワークづくり (福祉サービス 利用環境の整備)	5 住民同士の見守り・ 支え合いの推進
				6 地域福祉を進める ネットワークの強化
				7 地域で活躍する団体への支援
			III 安心・安全に 地域で生活できる 環境づくり (セーフティネット の整備)	8 権利擁護の推進
				9 生活困難者等への支援
				10 災害時等の安心・ 安全の仕組みづくり
11 誰もが住み続けられる地域づくり				
基本方針		施策目標		
誰もが意思を尊重され、 権利が守られる環境づくり		1 成年後見制度の周知・啓発		
		2 利用しやすい環境整備と 担い手の支援		
		3 地域連携ネットワークの整備		

成年後見制度利用促進基本計画

主な取り組み

- ・相互理解を深める交流機会の拡大（障害者との交流など）
 - ・所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進
 - ・身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大
 - ・障害者の社会参加の促進と協働の推進
 - ・障害者の就労の実現と職場定着に向けた支援
- ・地域で身近にふれあう活動の促進
 - ・地域活動への参加に向けた周知
 - ・地域課題の解決への取り組みにつながる活動の支援
- ・地域福祉を担う人材の発掘に向けたきっかけづくり
 - ・人材情報のストックと活用の仕組みづくり
 - ・意欲ある人材の地域福祉活動への参加及び継続・定着の促進
- ・こどもと福祉の未来館の活用
 - ・多世代交流の促進
 - ・身近な居場所・拠点の周知啓発及び利用促進
 - ・身近な地域資源を有効活用した居場所・拠点づくりの推進
- ・身近な地域での見守り・支え合い活動の促進（子ども・高齢者など）
 - ・高齢者などの生活支援ニーズに対応する活動の促進
 - ・福祉の相談窓口と連携した見守りの仕組みの構築
 - ・地域の社会福祉法人や民間事業者などによる見守り体制の構築
- ・地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの強化
 - ・民生委員・児童委員協議会や自治会・町内会等との連携の強化
 - ・社会福祉協議会との連携の強化
 - ・地域包括支援センターとの連携の強化
- ・地域で活動するボランティア団体・NPO法人等、各団体の育成・支援
 - ・社会福祉協議会の機能強化
 - ・民生委員・児童委員活動の支援
- ・所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進（再掲）
 - ・人権教育の推進
 - ・虐待防止及び再犯防止対策の推進
 - ・成年後見制度の推進（詳細は p.65～所沢市成年後見制度利用促進基本計画参照）
- ・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な運用による自立の促進
 - ・失業者、ホームレス、ひきこもりなどに対する支援
 - ・子どもの貧困に対する支援
- ・避難行動要支援者名簿の整備・活用
 - ・福祉避難所の整備
 - ・在宅避難者（要配慮者）に対する支援
 - ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- ・道路・施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進
 - ・住宅確保要配慮者の入居支援の強化
 - ・高齢者等に寄り添った生活環境向上の推進

主な取り組み

- ・わかりやすい講演会・講座の開催
 - ・講演会や相談会の実施に対する支援
 - ・広報活動の推進
 - ・早期の支援につなげるための相談先のPR
- ・親族後見人の支援
 - ・市民後見人候補者の育成・活用
 - ・日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」との連携
 - ・法人後見人の支援
 - ・成年後見制度の利用支援
- ・支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり
 - ・後見人支援機能の強化
 - ・関係団体との連携

地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化

●現状・これまでの主な取り組み

平成 30 年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の新たな理念として地域共生社会の実現が掲げられ、地域住民が「我が事」の意識で地域づくりに取り組むための仕組みづくりなどが求められています。

本市では、自治会・町内会や民生委員・児童委員³⁴などを中心に、地域のつながりを深めるための取り組みや、行政だけでは把握しきれない生活上の困りごとの解決に向けた取り組みなどが行われています。また、こうした取り組みの推進にあたっては、地域づくり協議会³⁵、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）³⁶、生活支援コーディネーター³⁷、認知症地域支援推進員などを中心に、地域住民や地域で活動する団体・組織等と連携が図られています。

●課題

地域で様々な取り組みが行われる中、8050 問題³⁸などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ごみ屋敷、ひきこもり、若年無業者等の社会的孤立、自殺者、LGBT³⁹、外国人との共生、自身が課題を抱えていることに自覚がない人等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化してきています。

こうした課題については、地域住民や民生委員・児童委員などによる課題把握（ニーズの発見）や継続的な見守りなど、地域における協力が必要な場合が少なくありません。既存の支援制度の対象とならない場合を含め、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などを中心に、行政を含めた様々な担い手の連携を通じて断らない相談支援に取り組んでいく必要があります。

また、市民アンケートでは、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度が低かったことから、地域での活動支援に加えて、周知啓発に一層取り組んでいく必要があります。

●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 地域福祉コーディネート機能の強化
- ▶ 複合的な課題を抱えている世帯や制度の狭間の問題への対策
- ▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）としての機能充実

34 p.4 参照

35 p.7 参照

36 p.2 参照

37 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域の特性や生活課題を把握し、支え合いの仕組みづくりや支え合い活動に参加する人を増やしていく取り組み、地域のニーズと支え合いのマッチングなどを行う専門職。

38 p.2 参照

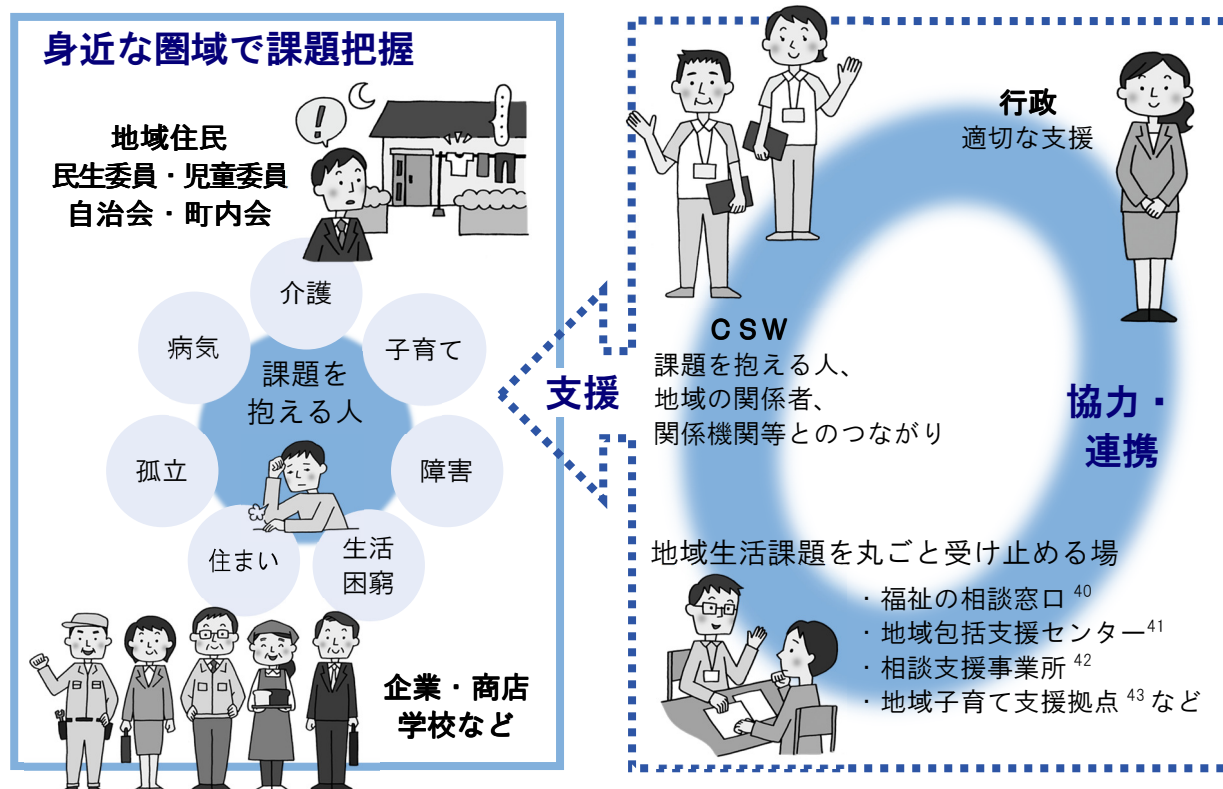
39 女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つ。

● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合的福祉相談支援件数	件	3,232	3,400	3,500
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による地域の実態把握及び支援件数	件	264	300	350
民生委員・児童委員による訪問回数	回	134,740	142,500	142,500

取り組みイメージ

【 地域生活課題へ様々な機関が協力してアプローチ！ 】



40 p.6 参照

41 p.5 参照

42 日常生活の不安や施設の紹介など、障害者やその家族からの多種多様な相談を受け付ける事業所。

43 保育園や児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、地域の子育て関連情報の提供や、子育てに関する講習などを実施する事業。

包括的な 相談支援体制の充実

●現状・これまでの主な取り組み

平成 30 年の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等によって、多様で複合的な地域生活課題を「丸ごと」受け止め、解決できる体制を構築することも求められています。

本市では、これまでも各担当課をはじめ、地域包括支援センター⁴⁴や基幹相談支援センター等において相談支援に取り組んできたところですが、様々な相談を包括的に受け止める場として、平成 28 年度にこどもと福祉の未来館に福祉の相談窓口⁴⁵を設置しました。

更に、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁴⁶を中心に、まちづくりセンター⁴⁷などにおいて身近な地域で相談できる場の整備が進められているほか、市内の社会福祉法人による身近な相談窓口として暮らしの相談事業の取り組みなども行われています。

●課題

包括的な相談支援体制は一定程度整備が進んできていますが、市民アンケートでは、要望として「相談しやすい窓口の充実」を求める声が高いことから、市民にとってより相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりに一層取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの相談窓口における相談支援に引き続き取り組むとともに、地域福祉に係る庁内関係課が連携を深め、周知啓発や相談窓口のバックアップ等に取り組んでいく必要があります。

また、顕在化する新たな課題に対応していくためには、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の支援などを通じて、相談支援のネットワーク整備に取り組んでいく必要があります。

●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 福祉の総合相談機能の充実
- ▶ 相談支援の身近なネットワークの整備（身近な地域での相談窓口など）
- ▶ 分野ごとの相談体制の普及・活用及び連携（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）
- ▶ 庁内の横断的な体制づくりによる連携の強化

44 p.5 参照

45 p.6 参照

46 p.2 参照

47 p.5 参照

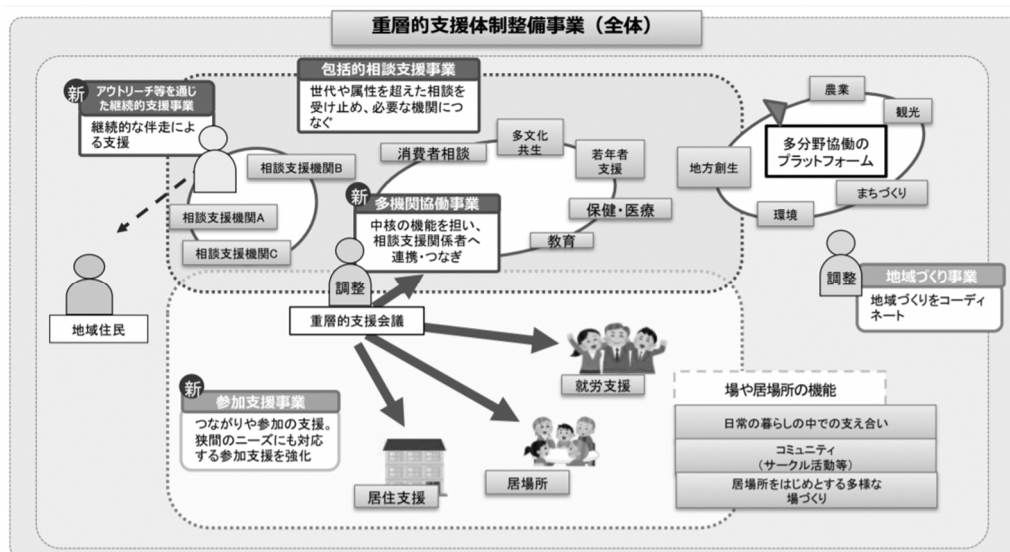
● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
福祉の相談窓口への相談件数	件	9,494	10,280	10,910
暮らしの相談事業における相談拠点の数	箇所	47	49	50
暮らしの相談事業における実施回数	回	4,704	4,710	4,746
基幹相談支援センター等への相談件数	件	11,175	11,300	12,200
所沢市市内地域福祉推進連絡会議の開催回数	回	-	2	2

3つの支援からなる重層的支援体制整備事業

平成30年の社会福祉法改正により、市町村は、複雑化・複合化するニーズに対応するための包括的な支援体制の整備の推進に努めるものとされました。その具体的な推進に向けて、国では下記の3つの支援を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の創設が進められています。

- ①断らない相談支援：介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める
- ②参加支援：既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する
- ③地域づくりに向けた支援：介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する



出典：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」会議資料

わかりやすい 情報提供の充実

●現状・これまでの主な取り組み

本市では、広報ところざわ、市ホームページ、ところざわほっとメール⁴⁸等の既存メディアのほか、インターネットの普及・ICT⁴⁹の発達に合わせて SNS 等の活用にも取り組んできました。また、障害の有無や年齢等にかかわらず、必要とする正しい情報を誰もが容易に得られるよう、情報媒体の作成やアクセシビリティに配慮した情報提供に取り組んできました。

地域福祉に係る情報提供については、こどもと福祉の未来館を拠点として、福祉サービスや地域福祉活動団体に係る情報提供等に取り組んできたほか、地域資源情報サイト「トコまっぷ」の整備や社会福祉協議会によるメール・LINE の活用、地域サロン⁵⁰の活用等、身近な地域における積極的な情報発信に取り組んできたところです。

●課題

地域福祉が推進されるためには、福祉サービスや相談窓口、地域で活動する各種ボランティア団体、地域資源等、必要とするあらゆる情報を誰もがスムーズに、確実に得られる環境が不可欠です。

他方で、著しいスピードで発達する ICT 技術により、地域社会ではいわゆる情報格差（デジタル・ディバイド）が生じています。市民アンケートでは、広報ところざわが世代を問わず普及しているほか、インターネットや口コミ等、世代によって情報入手の媒体が異なることがわかりました。こうしたことから、情報の内容やターゲットとする世代によって、様々な手法を効果的に用いる工夫が求められています。

●取り組みの方向性・主な取り組み

- ▶ 情報格差に配慮した情報発信ツールの活用（広報、メール、SNS 等）
- ▶ 身近な地域の情報発信（福祉サービスや地域活動などの情報）
- ▶ 地域福祉の拠点での情報収集・発信の工夫

48 p.6 参照

49 Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、コンピュータなどの情報技術及びインターネットなどの通信に関する技術を利用した産業やサービスの総称。

50 p.7 参照

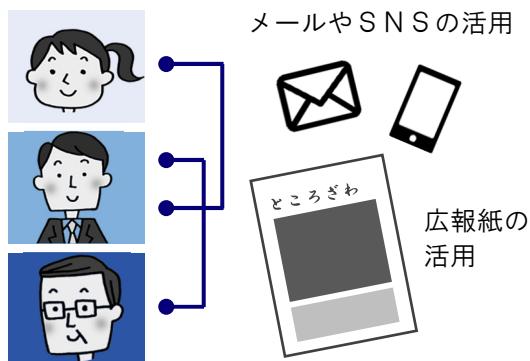
● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
市の情報発信に対する満足度	%	68.4	69.0	70.0
ところざわほっとメール登録者数	人	23,106	31,000	33,000
ボランティア情報配信サービス登録者数	人	1,233	1,420	1,640

取り組みイメージ

【 多様なツールを活用してわかりやすい情報を届ける！ 】

ターゲットを絞ったお知らせ



市民が求める
福祉情報を発信

図やグラフの活用



誰にでも
わかりやすい



文章は短くシンプルに

見やすくわかりやすい工夫

地域福祉の コミュニティづくり

(人づくり・地域づくり)

1 相互理解・共生の推進

【基本方針 I】
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

基本施策

1 相互理解・共生の推進

2 地域活動の促進

3 地域で活躍する人材の育成

4 地域の居場所づくり、拠点の活用

●現状・これまでの主な取り組み

お互いの立場や価値観を理解し合い、支え合いながら共に地域で暮らしていくという相互理解・共生の意識を育むことは、地域づくりの基礎となるものです。

本市ではこれまで、社会福祉協議会や障害者施設、特別支援学校、地域包括支援センター⁵¹、高齢者福祉施設等と連携し、市内小中学校などにおいて、福祉教育・福祉学習の充実に取り組んできたところです。平成 30 年 7 月には所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例を施行し、障害のある人もない人も、共に支え合い、認め合い、人と人との絆を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる共生社会の実現をめざす取り組みを進めています。これらに加えて、障害者支援などを行う社会福祉法人等に市内の体験農場⁵²の利用を促し、社会参加の促進や協働の推進を図るとともに、農福連携の取り組みにつながるよう努めています。

●課題

相互理解・共生の地域づくりを進めるためには、お互いの立場や価値観を理解し合い、地域福祉への関心や支え合いの心を育てていくことが重要です。

そのため、異なった立場や価値観を持った方との交流機会や、福祉教育・福祉学習の機会が身近な地域で得られるよう、地域での体験や学習の場を増やし、周知していく必要があります。

また、地域のあらゆる方が社会参加し、希望や適性に応じて活躍の場を得られるよう、福祉・教育・産業といった様々な分野との連携を進めていくことが求められています。

51 p.5 参照

52 農業者以外の方が野菜や草花などの栽培を通して自然に触れるとともに、農業への理解を深めてもらえるように市が貸出している農場。

●取り組みの方向性

相互理解・共生の意識を育み、支え合いの地域づくりにつなげるために、学校や身近な地域における福祉教育・福祉学習や交流機会の提供に取り組みます。

また、地域の誰もが活躍できる場の創出に向けて、福祉分野と他分野の連携を推進し、社会参加の促進、協働事業に取り組みます。

主な取り組み

- ▶ 相互理解を深める交流機会の拡大（障害者との交流など）
- ▶ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進
- ▶ 身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大
- ▶ 障害者の社会参加の促進と協働の推進
- ▶ 障害者の就労の実現と職場定着に向けた支援

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
障害者週間記念事業来場者数	人	332	550	550
障害者就労施設等からの物品等の調達実績額	円	8,572,349	9,000,000	9,300,000
ところざわ就労支援センター登録者の就職者数	人	631	790	850
総合的な学習の時間に福祉を取り上げている学校の割合	%	83.0 (39/47校)	83.0 (39/47校)	83.0 (39/47校)
ボランティア体験に参加した人数	人	192	220	250

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

一人ひとりが、お互いの立場や価値観を理解し合い、自分にできることを見つけ、支え合って暮らしています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

- ◇異なる立場や価値観があることを知り、尊重し合いましょう。
- ◇福祉学習の機会に参加してみましょう。



2 地域活動の促進

【基本方針Ⅰ】
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

●現状・これまでの主な取り組み

人々のつながり、絆・愛着を実感できる地域づくりの要となる存在が、自治会・町内会です。各自治会・町内会では、地域の安全・防犯、環境美化、夏祭りや運動会など、地域の特性を活かした独自の取り組みが行われています。

しかしながら、社会構造の変化などから住民同士の関係は希薄化し、自治会・町内会の加入率は低下しつつあります。本市では、加入と参加を促進するため、平成26年に所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例を制定し、地域コミュニティ⁵³の一層の活性化を図っています。

●課題

地域で起きる課題は個人や家庭だけで解決することが困難な場合が少なくありません。ご近所同士で地域における様々な課題解決に取り組むとともに、誰もが愛着を持ち、安心して快適に暮らすことができる地域社会をつくるためには、自治会・町内会を中心とした地域づくりを進めていく必要があります。

他方、市民アンケートでは、普段の近所付き合いはあいさつ程度の関係であっても、災害時・緊急時には助け合える関係を望む声が多く、共助の意識が潜在していると考えられます。このことから、有事に行動に移せるよう、支援を必要とする方や支援者として活動できる方などについて、地域で把握していくことが大切です。



自治会の夏祭りの様子



環境美化の日の活動

53 自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通した目的を持ち、地域で活動するもの。

●取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するためには、普段からご近所同士で顔見知りの関係を築いていることが重要です。

そのため、引き続き自治会・町内会への加入促進を行うとともに、地域への興味・愛着を高められるよう、交流機会を創出する地域でのイベント等の活動支援に取り組みます。

また、地域課題の解決に向けた自発的な取り組みに向けて、地域の活動を支援します。

主な取り組み

- ▶ 地域で身近にふれあう活動の促進
- ▶ 地域活動への参加に向けた周知
- ▶ 地域課題の解決への取り組みにつながる活動の支援

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
地域づくり支援事業 ⁵⁴ への地域住民の参加人数	人	130,995	115,000	118,000
自治会・町内会の加入世帯数	世帯	98,026	98,300	98,600
市民活動支援センター ⁵⁵ の利用者数	人	3,201	3,640	3,730

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域活動、地域の行事、市民活動など、地域コミュニティに参加する市民が増えています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

☆災害などの緊急時は、お隣や近所の方が頼りになるものです。まずは身近な地域のことに関心を持ち、地域のイベントから、気軽に参加してみましょう。



54 地域住民が相互に交流を深め、協力して自主的又は主体的に地域の身近で多様な課題に取り組み、住みやすい地域社会をつくるために行う活動である地域づくりを支援する事業。

55 p.7 参照

3 地域で活躍する人材の育成

【基本方針Ⅰ】
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

●現状・これまでの主な取り組み

身近な地域で、誰もが自分の能力を活かして地域のために活動するためには、市民一人ひとりの意欲・関心を活かした学びや活動の機会を提供し、人材を発掘するとともに、地域福祉活動の担い手としてその人材を育成することが重要です。

本市では、高齢者大学をはじめ、市民大学⁵⁶、市民活動支援センター⁵⁷、生涯学習推進センターで実施する各種講座や生涯学習ボランティア人材バンク事業⁵⁸等を通じて、数多くの人材が学び、育っており、更に担い手のマッチングを行っています。

また、社会福祉協議会では、ボランティア、地域福祉サポーター⁵⁹、認知症サポーター⁶⁰等、各分野での活躍が期待される人材の育成が行われています。

●課題

市民アンケートでは、地域でのボランティア活動等について、世代を問わず高い参加意欲があることがわかりました。しかしながら、働き盛り・子育て世代をはじめ、活動に十分な時間を割くことができない方も一定数存在することが考えられます。こうしたことから、活動時間や頻度など参加しやすい方法を一層工夫する必要があります。

他方、地域福祉活動の担い手の高齢化により、団体活動の継続が難しくなっている声が寄せられています。今後、一層の高齢化や団塊の世代の退職が進む中で、地域福祉活動の担い手としてアクティブシニア（元気で意欲のある高齢者）にも期待が寄せられており、このような意欲・関心のある人を実際の活動へと結びつける取り組みが必要です。



ボランティア体験の様子(手話体験)



地域福祉サポーター養成講座

56 p.7 参照

57 p.7 参照

58 p.7 参照

59 p.6 参照

60 認知症サポーター養成講座において、認知症に対する正しい知識を学び、地域の中で認知症の方の理解者となり、見守りを行う人。

●取り組みの方向性

意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘や地域福祉活動への参加促進に引き続き取り組むとともに、活動の継続・定着化を図ります。

また、自身の都合や生活状況に合わせて気軽に参加できるように、短時間の活動や寄付・クラウドファンディングによる協力など、多様な参画のあり方について検討します。

更に、市民活動支援システム「トコロん Web」や生涯学習ボランティア人材バンク、社会福祉協議会のボランティアセンター⁶¹などを中心に、人材情報のストックと活用・コーディネート機能の強化に取り組めます。

主な取り組み

- ▶ 地域福祉を担う人材の発掘に向けたきっかけづくり
- ▶ 人材情報のストックと活用の仕組みづくり
- ▶ 意欲ある人材の地域福祉活動への参加及び継続・定着の促進

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
社会福祉協議会による出前講座の利用件数	件	23	38	50
地域福祉サポーターの登録者数	人	225	285	345
生涯学習ボランティア人材バンク登録者数	人	134	150	150

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域の様々な人が、自分にできることに少しずつ取り組み、ボランティアなどの活動が活発になっています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

◇ご自身の都合に合わせてできることがあります。知り合いや友人と一緒に構いません。気軽にボランティア体験等に参加してみましょう。



61 ボランティア活動を行う人と、ボランティアにお手伝いを希望する人をつなぐ調整役。その他、ボランティアに関する情報発信や、ボランティア活動に関する相談・手続き、各団体との調整などをする人。

4 地域の居場所づくり、拠点の活用

【基本方針Ⅰ】
地域福祉の
コミュニティづくり
(人づくり・地域づくり)

基本施策

- 1 相互理解・共生の推進
- 2 地域活動の促進
- 3 地域で活躍する人材の育成
- 4 地域の居場所づくり、拠点の活用

●現状・これまでの主な取り組み

本市では平成29年1月にこどもと福祉の未来館を開設し、相談支援を行う「福祉の相談窓口⁶²」、地域福祉に資する各種団体を支援する「地域福祉センター」、子育て支援・子どもの発達支援を行う「こども支援センター」、地域福祉推進のけん引役である「社会福祉協議会」がそれぞれ連携・協力し、地域福祉の中心的な役割を担う拠点施設として機能しています。

また、こども支援センターをはじめとする子育ての支援拠点の整備を進めるとともに放課後児童の居場所づくりとして児童館運営事業等の充実を図っています。

地域においては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁶³や生活支援コーディネーター⁶⁴などを中心に、地域サロン⁶⁵や子ども食堂⁶⁶など、身近な居場所や地域福祉活動拠点の立ち上げ・運営支援が行われています。

●課題

ひきこもりや社会的孤立といった新たな課題が顕在化する中、誰もが気軽に集まり、交流したり、相談したりすることができる居場所が、より身近な地域において確保されることが大切です。

そのため、商店街の空き店舗や公共施設といった既存施設の活用や、担い手の確保や継続的な運営のための支援等、利用したい人が気軽に利用できる環境整備を進める必要があります。

また、市民アンケートでは、自宅以外には居場所がないと感じる人が多かったことから、気軽に立ち寄れる場所や安心して過ごせる場所、人とのつながりを持てる機会や場所を周知する必要があります。



こども支援センターの交流施設(ひろば)



子ども食堂

62 p.6 参照

63 p.2 参照

64 p.34 参照

65 p.7 参照

66 地域のボランティアが中心となって、無料、又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを子どもたちに提供するための取り組み。

●取り組みの方向性

こどもと福祉の未来館について、地域福祉の中心的な拠点として、引き続き利用者の安全性と利便性を確保するとともに、様々な世代や立場の人々による活用や交流など、利用しやすい居場所づくりや賑わいの創出に努めます。

また、誰もが身近な地域において居場所が確保され、地域とのつながりが得られるよう、地域資源を活用した居場所づくりや、それらの周知啓発・利用促進に取り組みます。

主な取り組み

- ▶ こどもと福祉の未来館の活用
- ▶ 多世代交流の促進
- ▶ 身近な居場所・拠点の周知啓発及び利用促進
- ▶ 身近な地域資源を有効活用した居場所・拠点づくりの推進

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
こどもと福祉の未来館の利用者数(こども支援センター含む)	人	179,792	160,020	169,700
地域子育て支援拠点 ⁶⁷ 事業実施施設のある中学校区数	中学校区	13 (全 26 施設)	15	15
高齢者の通いの場 ⁶⁸ の数	箇所	128	123	132
子ども食堂等子どもの居場所の設置数	箇所	35	41	47

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

身近な地域で、誰でも気軽に利用できる場所が増え、交流したり相談したりできる居場所や拠点ができています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

◇地域には様々な世代・立場の方が集える居場所があります。
身近な場所でどのような活動があるか調べてみましょう。



67 p.35 参照

68 地域の高齢者が、自主的に継続して介護予防等の活動を行う場の総称。

身近な地域に広がる ネットワークづくり

(福祉サービス利用環境の整備)

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

【基本方針II】
身近な地域に広がる
ネットワークづくり
(福祉サービス利用環境の整備)

基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

●現状・これまでの主な取り組み

住民同士の関係性が希薄化し、ご近所とあいさつは交わすものの、地域のことはよくわからないという人が多くなっています。また、高齢化等により地域の中で支援を必要とする人が増え、日頃からの声掛けや見守りの重要性が高まっています。

本市では、トコロみまもりネット⁶⁹、高齢者みまもり相談員⁷⁰、認知症サポーター⁷¹、認知症地域支援推進員、ファミリーサポート事業⁷²、民生委員・児童委員⁷³や自治会・町内会など、各分野・各地域で、様々な主体によって見守り・支え合いの取り組みが進められています。

また、社会福祉協議会、地域包括支援センター⁷⁴、地域づくり協議会⁷⁵等を中心として、学習支援や高齢者の買い物支援など、社会福祉法人や民間事業者と連携した新たな取り組みも行われるようになりました。

●課題

誰もが置き去りにされることなく、安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを進めていくためには、住民一人ひとりが気づく心、支え合う心を持ち、できることから主体的に行動していくことが大切です。

地域では既に様々な取り組みが行われている一方で、ご近所のちょっとした困りごとをはじめ、社会的孤立やひきこもりの課題など、既存の支援制度に当てはまらない課題等、顕在化する新たな課題への対応が求められてきています。

身近な地域のことや近所の方が抱える課題などを地域住民が「我が事」として捉えられるよう、地域の福祉課題を主体的に把握する意識啓発が必要です。

また、実際に困りごとを抱えた人を把握した場合に地域住民が対処の仕方に悩まないよう、民生委員・児童委員等をはじめとする相談先へのつなぎ役の存在を更に周知する必要があります。

69 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域住民、協力機関、協力事業者でつくるネットワーク。

70 定期的に、希望する高齢者のお宅を訪問し、話し相手や安否確認、福祉サービス等の情報提供を行う、市で委嘱する相談員。

71 p.44 参照

72 育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を結びつけることで、仕事と育児を両立させるための環境整備と子育て支援の充実を図る事業。

73 p.4 参照

74 p.5 参照

75 p.7 参照

●取り組みの方向性

身近な地域での見守り・支え合い活動を引き続き支援・促進します。

また、単身高齢者はもとより、病気・障害、ひきこもり、社会的孤立などの新たな課題に対応していくため、既存の見守り体制のネットワークや、社会福祉法人や民間事業者との連携など、様々な機関を活用した見守りの仕組みの構築について検討を進めます。

主な取り組み

- ▶ 身近な地域での見守り・支え合い活動の促進（子ども・高齢者など）
- ▶ 高齢者などの生活支援ニーズに対応する活動の促進
- ▶ 福祉の相談窓口⁷⁶と連携した見守りの仕組みの構築
- ▶ 地域の社会福祉法人や民間事業者などによる見守り体制の構築

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
ファミリーサポート事業の利用件数	件	17,988	17,000	17,000
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	人	22,518	33,000	40,500

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域住民のほか、社会福祉法人や民間事業者等が地域の一員として日常的な見守りや手助けを行い、住民同士の支え合いの輪が広がっています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇地域で支援が必要な人がいるか、考えてみましょう。
◇ちょっとしたことでも結構です。地域で気になることについて、なにかできることがあるか考えてみましょう。



6 地域福祉を進めるネットワークの強化

【基本方針Ⅱ】
身近な地域に広がる
ネットワークづくり
(福祉サービス利用環境の整備)

基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

●現状・これまでの主な取り組み

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりや行政の取り組みだけでなく、地域の様々な組織や団体が連携し、協力し合えるネットワークづくりが重要です。

本市では、民生委員・児童委員協議会と自治会・町内会の連携や、地区ごとに設置が進む地域づくり協議会⁷⁷と既存の団体・組織との連携など、それぞれの地区の実情に応じてネットワークの構築・強化が図られています。

また、こうした地域におけるネットワークの構築・強化にあたっては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁷⁸や生活支援コーディネーター⁷⁹などが中心となって取り組んでいます。

●課題

多様化・複雑化する生活課題の解決に向けて、行政や市民に加え、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO 法人や社会福祉法人などの様々な組織や団体が連携し、フォーマル・インフォーマルを問わない支援を展開していくことが求められています。

そのためには、地域における様々な組織や団体が、得意分野を活かしながら互いの活動や専門性への理解を深め、協力していくことが重要です。



地域づくり協議会などによる
「地域づくり活動情報交換会」



地域住民や関係団体等による住民懇談会

77 p.7 参照

78 p.2 参照

79 p.34 参照

●取り組みの方向性

地域福祉に関わる各団体の活動内容や地域の福祉課題、活用できる社会資源などの情報共有を図りながら、組織・団体等のそれぞれの長所を活かした連携・ネットワーク構築とその強化に引き続き取り組みます。

また、ネットワークのコーディネート役を担う社会福祉協議会や地域包括支援センター⁸⁰との連携・支援を通じて、地域の様々な組織・団体、民間事業者等によるネットワークの強化を後押しします。

主な取り組み

- ▶ 地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの強化
- ▶ 民生委員・児童委員協議会や自治会・町内会等との連携の強化
- ▶ 社会福祉協議会との連携の強化
- ▶ 地域包括支援センターとの連携の強化

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
民生委員・児童委員 ⁸¹ による相談支援件数	件	5,542	6,000	6,000
生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じて把握する地域における社会資源の数	個	796	863	905

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域住民をはじめ、行政や地域福祉に関わる団体、関係機関が一体となり、連携して情報交換や地域福祉の推進に取り組んでいます。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇地域では、関係機関のほか、様々な個人・団体が福祉活動を行っています。ご自身の地域ではどのような担い手がいるか、どのような活動が展開されているか、調べてみましょう。



7 地域で活躍する団体への支援

【基本方針Ⅱ】
身近な地域に広がる
ネットワークづくり
(福祉サービス利用環境の整備)

基本施策

5 住民同士の見守り・支え合いの推進

6 地域福祉を進めるネットワークの強化

7 地域で活躍する団体への支援

●現状・これまでの主な取り組み

地域では、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など、様々な組織や団体がそれぞれの専門性や強みを活かして地域福祉活動に取り組んでいます。

本市では、こどもと福祉の未来館をはじめ、市民活動支援センター⁸²や各まちづくりセンター⁸³等において、組織・団体に対する活動場所の提供や活動の周知等を行っているほか、各関係所管を中心として活動のバックアップや担い手確保等について支援しています。

また、地域福祉のけん引役として、各地域において活動を展開する社会福祉協議会について、運営支援を行うとともに、情報共有や活動支援等を行っています。

●課題

各地域では、団体や組織がそれぞれの強みを活かし、地域福祉推進に不可欠な活動を展開する一方で、財源の不足や活動場所確保の問題、活動する方々の高齢化などによる担い手・後継者の不足等により、活動の継続が困難な例も多くなってきています。

住民に身近な圏域の中で、住民が直面している地域生活課題にきめ細かく対応するには、これら地域で活躍する団体の継続的な活動が重要になります。

また、多様化・複雑化し、増大し続ける福祉ニーズに伴い、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会など、地域で相談支援を担う組織の体制強化が求められています。



ボランティア団体による手話体験(左の写真)・点字体験(右の写真)の様子(未来館まつりにて)

82 p.7 参照

83 p.4 参照

●取り組みの方向性

地域における様々な組織や団体がその意義や役割を果たし、継続的に活躍できるよう、引き続き活動支援に取り組みます。

民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核を担う組織として、活動支援や組織の基盤強化に取り組みます。

主な取り組み

- ▶ 地域で活動するボランティア団体・NPO 法人等、各団体の育成・支援
- ▶ 社会福祉協議会の機能強化
- ▶ 民生委員・児童委員⁸⁴活動の支援

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
こどもと福祉の未来館(地域福祉センター)に登録している利用者団体数	団体	209	250	280
「応援します！地域福祉活動助成事業」の助成件数	件	60	60	60
社会福祉協議会の職員数に占める正規職員数の割合	%	71.4	80.9	85.7
民生委員・児童委員の充足率	%	94.6 (469/496)	100	100

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体や NPO 法人等が、その力を最大限に発揮し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

- ◇地域で活動する様々な団体へのご理解・ご協力をお願いします。
- ◇団体への支援として、寄付等へのご理解・ご協力をお願いします。
- ◇こどもと福祉の未来館、市民活動支援センター、社会福祉協議会などでは様々な団体の紹介を行っています。ご自身の力を発揮できる場はないか調べてみましょう。



安心・安全に地域で生活できる環境づくり

(セーフティネットの整備)

8 権利擁護の推進

【基本方針Ⅲ】
安心・安全に地域で生活できる環境づくり
(セーフティネットの整備)

基本施策

8 権利擁護の推進

9 生活困難者等への支援

10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり

11 誰もが住み続けられる地域づくり

●現状・これまでの主な取り組み

誰もが地域で安心して生活するためには、一人ひとりの人権や財産が守られ、虐待などを受けることがないように、権利擁護の仕組みが重要となります。

本市では、権利擁護に関する各制度・事業の周知・啓発、人権教育の推進、関係機関との連携による児童・高齢者・障害者等の虐待防止等に取り組んでいます。

また、各種福祉サービスの質の向上・利用者保護のため、市が運営する社会福祉施設に関する苦情解決事業を実施しています。

加えて、保護観察処分になった人を地域社会で適切に導きながら、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える保護司⁸⁵等の拠点として、更生保護サポートセンター⁸⁶の拠点確保等、再犯防止対策の推進に向けた支援を行っています。

●課題

全国的に児童・高齢者・障害者等に対する虐待事件は後を絶たず、引き続き虐待防止の取り組みが求められています。また、高齢化が進む中、判断能力が十分ではない認知症高齢者などの権利や財産などが守られ、虐待などを受けることがないようにするための権利擁護の仕組みが更に重要になっています。

人権問題については、同和問題（部落差別）⁸⁷や女性、DV⁸⁸被害者、障害者等に加え、LGBT⁸⁹など性的少数者の人権問題、ヘイトスピーチ、コロナ禍による偏見、差別など、新たな課題が表面化しており、複雑・多様化する人権問題の解決に向けて、関係機関や民間事業者等と連携を図りながら取り組むことが求められています。

85 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。

86 保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

87 日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題。

88 domestic violence の略称。夫婦や恋人など親密な関係で行われる暴力のこと。暴力には、身体的な暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

89 p.34 参照

●取り組みの方向性

権利擁護に関する各制度・事業の周知と利用促進を図るとともに、国や県、関係団体等と連携しながら新たな課題への対応を含めた意識啓発等、差別や偏見の解消に向けて取り組めます。

身近な地域での虐待防止、苦情解決制度⁹⁰の普及による福祉サービスなどの質の向上、再犯防止対策の推進等に取り組めます。

主な取り組み

- ▶ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進（再掲）
- ▶ 人権教育の推進
- ▶ 虐待防止及び再犯防止対策の推進
- ▶ 成年後見制度の推進（詳細は p.65～所沢市成年後見制度利用促進基本計画参照）

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の周知のための出前講座開催数	回	16	5	5
人権教育に関する講座の参加者の理解度	%	92	96	99
更生保護サポートセンターにおける活動件数	件	547	587	617

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域での生活や権利を守るため、様々な立場の人への理解が深まっています。また、権利擁護や虐待防止に向けて、多くの市民が見守り、担い手として活動しています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

- ◇異なる立場や価値観があることを知り、尊重しましょう。
- ◇人権問題に関する講座などに参加してみましょ。



90 社会福祉法第 82 条の規定に基づく、社会福祉事業の経営者が利用者等からの苦情を適切に解決するための体制。

9 生活困難者等への支援

【基本方針Ⅲ】
安心・安全に地域で
生活できる環境づくり
(セーフティネットの整備)

基本施策

- | | |
|----|-------------------|
| 8 | 権利擁護の推進 |
| 9 | 生活困難者等への支援 |
| 10 | 災害時等の安心・安全の仕組みづくり |
| 11 | 誰もが住み続けられる地域づくり |

●現状・これまでの主な取り組み

本市では、生活困窮者自立支援事業⁹¹として、福祉の相談窓口⁹²を中心に、自立相談支援や住居確保給付金の支給、学習支援、家計改善支援、一時生活支援などにより、複合的な問題を抱え地域で孤立している生活困窮者に対する包括的な支援に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、フードドライブ⁹³、ひとり親家庭への自立支援等、生活困窮者やひきこもりを含めて様々な課題を抱えた方に対する支援に取り組んでいます。

更に、地域では NPO 法人を中心として、コミュニティ食堂⁹⁴の運営などの取り組みが進められています。

●課題

地域では、8050 問題⁹⁵などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、子どもの貧困、ひきこもり等、これまでの支援制度では対応が難しい制度の狭間の問題などが顕在化してきています。

市民アンケートでは、生活困窮者への支援について、直接的な支援意欲は低いものの、生活必需品等の寄付など間接的な支援であれば協力してみたいという意向も見られることから、市民参加による間接的な支援のあり方を検討する必要があります。

また、経済状況や雇用環境の悪化に伴う一時的な支援として、生活福祉資金貸付事業や住居確保給付金の支給が急増する中、生活再建に向けた長期的な支援が必要であり、支援のあり方等を検討する必要があります。

91 p.31 参照

92 p.6 参照

93 家庭などで余った食品で、保存がきく食品を提供してもらい、生活困窮のため食品の購入が困難な世帯に支給する事業。

94 地域において市民団体などが運営し、主に飲食の場を通じて地域住民同士の交流の場や居場所として利用される、地域のつながりを深める場所。

95 p.2 参照

●取り組みの方向性

福祉の相談窓口を中心とする生活困窮者自立支援事業に基づく取り組み等、従来の支援に引き続き取り組みます。また、社会福祉協議会による各種支援を後押しするとともに、意欲的な市民による間接的な支援のあり方について検討します。

生活困窮者の経済的自立に加えて、日常生活や社会生活における自立支援に取り組みます。

また、複合的な課題を抱えているケースや、子どもの貧困、ひきこもりなどに対する支援における関係各課や関係機関の連携を進めます。

主な取り組み

- ▶ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な運用による自立の促進
- ▶ 失業者、ホームレス、ひきこもりなどに対する支援
- ▶ 子どもの貧困に対する支援

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
生活困窮者自立支援事業の新規相談者数	人	1,119	— 注)	— 注)
生活保護受給者に対する就労支援事業の利用者数	人	544	540	540
フードドライブによる支援件数	件	520	560	560

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

注)新型コロナウイルス感染症の影響により予測が困難であるため、本計画策定時における目標値の設定は見送ることとしました。

●6年後のめざす姿

生活困窮者に対する公的な支援や、市民参加の支援が行き届き、自立につながっています。また、解決が難しい問題についても、関係機関との連携により、継続的な支援につながっています。

そのために…市民の皆さんへ、トコロんからのメッセージ

- ◇身近に支援が必要な方がいるか、またどのような支援ができるか、考えてみましょう。
- ◇ご自身のできる範囲で結構です。困っている人がいたら、見守り、話しかけ、手を差し伸べてみましょう。



10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり

【基本方針Ⅲ】
安心・安全に地域で
生活できる環境づくり
(セーフティネットの整備)

基本施策

- | |
|----------------------|
| 8 権利擁護の推進 |
| 9 生活困難者等への支援 |
| 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり |
| 11 誰もが住み続けられる地域づくり |

●現状・これまでの主な取り組み

本市では、総合防災訓練の実施をはじめ、自主防災組織への支援、「防災ガイド・避難所マップ」の作成、避難行動要支援者名簿⁹⁶の整備・活用促進、災害時応援協定⁹⁷の締結による福祉避難所⁹⁸の整備などを進めています。

また、社会福祉協議会では大きな災害があった場合を想定し、災害ボランティアセンターの運営をサポートする市民スタッフを登録し、こどもと福祉の未来館を拠点として運営する「災害ボランティアセンター」の立ち上げ訓練に取り組んでいます。

●課題

災害発生時の公的救助・支援には限界があり、これを補うためには、自主防災組織を含めた地域の助け合いが行われることが重要です。

他方で、緊急時・災害時の助け合い・仕組みづくりや避難行動要支援者名簿の整備状況は、地域によって異なります。また、昨今全国で発生している災害では、支援を必要としながら、健康・身体状況等により自宅で避難生活を送る在宅避難者の把握やその支援が課題となっています。

こうしたことから、日頃から高齢者、障害者、子育て中の世帯など、支援を必要とする人を含め、お互いの顔が見える関係づくりをしておくことが重要です。また、市民アンケートでは、前回調査と比較して災害時に協力意向のある人が増加していることがわかりました。こうした市民の高い意欲・関心を活用することも今後検討していく必要があります。



防災ガイド・避難所マップ



災害ボランティアセンター現地訓練

96 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿。

97 p.7 参照

98 p.7 参照

●取り組みの方向性

災害時の孤立を防ぎ、地域住民同士で手助けができるよう、防災を切り口とした交流機会の創出等により、顔の見える関係づくりを進めます。

また、民生委員・児童委員⁹⁹や自治会・町内会など地域の避難支援等関係者による避難行動要支援者名簿の更新・活用促進等に引き続き取り組むとともに、在宅避難者の支援のあり方について検討を行います。

災害時の助け合いに対する市民の意欲・関心を活かし、地域の中で災害時に支援する人と支援を必要とする人とのマッチングを進めます。

災害ボランティアセンターについて、引き続き、運営を担う社会福祉協議会を支援しながら、情報伝達や設備面等での充実を図ります。

主な取り組み

- ▶ 避難行動要支援者名簿の整備・活用
- ▶ 福祉避難所の整備
- ▶ 在宅避難者（要配慮者）に対する支援
- ▶ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿登録同意者数	人	6,880	6,900	6,900
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数	件	18	21	21
災害ボランティアセンター市民スタッフ登録者数	人	59	80	100

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿

地域での顔の見える関係づくりが進み、災害時に助け合える仕組みが整っています。
また、高齢者や障害者等が安心して避難できる拠点が確保されています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

- ◇日頃から災害に備えておきましょう。
- ◇身近に避難することが難しい人がいないか、確認しておきましょう。
- ◇災害が起こったときは、助け合い、できることに取り組みましょう。



11 誰もが住み続けられる地域づくり

【基本方針Ⅲ】
安心・安全に地域で
生活できる環境づくり
(セーフティネットの整備)

基本施策

- 8 権利擁護の推進
- 9 生活困難者等への支援
- 10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり
- 11 誰もが住み続けられる地域づくり

●現状・これまでの主な取り組み

本市では、ユニバーサルデザイン¹⁰⁰、バリアフリー等の理念に基づいた各公共施設や道路・歩道等の整備をはじめ、聴覚・視覚障害者の方へのコミュニケーション支援、高齢者世帯へのふれあい収集事業¹⁰¹等、ハード・ソフト両面で全ての人が安心して住み続けられるためのまちづくりを進めています。

公共交通については、交通事業者や地域住民との連携のもと、路線バスやところバスの更なる充実を図るとともに、持続可能な地域公共交通を推進しています。

また、住まいについては、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク¹⁰²」が設立され、埼玉県、市町村、各住宅関連事業者団体、居住支援団体の連携のもと、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居が進められています。

●課題

高齢化の進展や障害者の地域生活への移行促進等により、道路のバリアフリー化や施設等におけるユニバーサルデザイン化、移動支援の充実等が一層求められています。

市民アンケートでは、安全な市街地整備や防犯対策の強化に加えて、生活マナーの向上対策が重視されるなど、住まいに伴う安全面・衛生面の要望が高くなっています。

また、地域で安心した生活を送るためには住まいの存在が重要ですが、昨今では、低所得者、高齢者、障害者、外国人、DV¹⁰³被害者など、住まいの確保に困難を抱える住宅確保要配慮者への支援が課題となっています。



多目的トイレ(こどもと福祉の未来館)



駅ボランティア体験会の様子

100 年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、すべての人が心豊かに暮らせるような社会を築くため、さまざまな人に配慮し、すべての人にとって利用しやすい、施設、製品、環境、サービスなどをつくらうとする考え方。

101 身近な人の協力を得ることができず、健康状態や障害等により自分でごみを集積所へ出すことが困難な高齢者等に対して、週1回戸別訪問し戸口先から分別されたごみ(粗大ごみを除く)を一括収集する事業。

102 住宅セーフティネット法に基づく居住支援団体として、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)の民間賃貸住宅への円滑入居等を推進する組織。

103 p.54 参照

●取り組みの方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ハード・ソフト両面でのまちづくりを推進し、住まいを取り巻く生活環境の向上に取り組めます。

住まいの確保については、住宅確保要配慮者への支援に取り組む埼玉県や民間事業者等と連携し、住宅ストックの維持や住まいの安定的な供給に努めます。

主な取り組み

- ▶ 道路・施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進
- ▶ 住宅確保要配慮者の入居支援の強化
- ▶ 高齢者等に寄り添った生活環境向上の推進

●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
住宅・住環境に関する施策の満足度	%	42.9	68.0	69.5
埼玉県住まい安心支援ネットワークにおけるあんしん賃貸住まいサポート店の数	軒	5	5	5
駅ボランティア登録者数 ¹⁰⁴ (累計)	人	2,460	2,760	3,060
防犯パトロール用品の貸出件数	件	31 (267点)	39 (279点)	45 (288点)

※社会情勢の影響により、令和2年度の実績が著しく低く見込まれる場合、増加・維持をめざす指標であっても目標値が現況値より低い数値となることがあります。

●6年後のめざす姿



誰もが住まいや移動などに困難を抱えることなく、地域で安心して暮らしています。

そのために…市民の皆さんへ、ところんからのメッセージ

◇日頃、何気なく利用している駅、道路、施設などにも、人によっては障害になる箇所があります。困っている人を見かけたら声をかけてみましょう。



104 鉄道駅等の場所で、高齢者や身体障害者等が安全で快適に移動できるよう支援を行う駅ボランティアとして登録した人数。